Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 2 年 9 月 9 日 不動産・建設経済局 土地政策課

10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」です。

~令和2年度「土地月間」の実施について~

国土交通省では、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、地方公共団体や土地関係団体等とも連携し、全国で『土地』に関連するテーマの講演会や無料相談会などを集中的に実施します。

土地は、貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。 将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地を適正に利用・管理してい くことが必要です。

国土交通省では、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、土地 政策の普及・啓発活動の充実を図っており、国と地方公共団体さらには関係団体等が主体 となって、全国的な普及・啓発活動を展開することとしています。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、皆さんも是非一度土地の利用・管理について考えてみませんか。

- 1. 実施期間 令和2年10月1日(木)~31日(土)
- 実施主体
 国土交通省、地方公共団体、土地関係団体等
- 3. 行事内容(別紙参照)
 - 講演会、無料相談会などの実施
 - ・ポスター、パンフレット、啓発冊子の配布等
- 国土交通省

 10月は主土地の目です

 上地、単位の報であり、

 ※たちの社会を開発化とつずりな選択で、

 は大学者では、土地が選上が明確されるとう。

 10月は日は「土地の目」です

 は大学者では、土地が選上が明確されるとう。

 10月は日は大学者では、土地が選上が明確されるとう。

 10月は日は大学者では、土地が選上が明確されるとう。

 10月は日は大学者では、土地が選上が明確されるとう。

 10月は日は大学者では、土地が選上が明確されるとう。

 10月は日は大学者では、土地が選上が明確されるとう。

 10月は日は大学者では、土地が開発できれている。

 本報目士交通者 協力土地月間東行委員会 地方公共園林

4. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年の月間期間中の諸活動実施にあたっては、最新の新型コロナウイルス感染状況の情報を把握の上、実施の可否について関係者間で協議のうえ適切に判断するとともに、実施する際には、いわゆる3密を避けるなどの感染防止対策を確実に励行することとします。

(問い合わせ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課 赤羽、高森

TEL 03-5253-8111 (內線30626) 03-5253-8290 (直通)

FAX 03-5253-1558

令和2年度「土地月間」実施要綱

1. 目 的

土地基本法においては、土地についての基本理念や施策の基本となる事項等が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務として、広報活動等を通じて土地についての基本理念に関し、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとしている。(第七条第三項)

本月間は、公共の福祉の優先等土地についての基本理念について広く国民の理解を深めるとともに、土地関係施策について広報活動を行うことにより、土地について国民の理解と関心を高め、土地関係施策のより実効ある推進に資することを目的とする。

2. 実施期間

(初日である10月1日を「土地の日」とする。)

3. 主 唱

国土交诵省

4. 実施主体

国土交通省及び地方公共団体、土地関係団体等

5. 実施要領

(1)趣旨

本実施要領は、国における「土地月間」の実施内容の基本事項を定めるとともに、地方公共団体、関係団体等に対する要請の基本事項を定めることにより、国、地方公共団体等が行う一体的かつ総合的な広報活動を確保し、これにより本月間の趣旨の効果的な実現を図るものである。

(2) 実施内容の基本事項

土地についての基本理念、土地政策の目標、土地問題の現状と課題等について、次の方法による広報活動等を展開する。

〇国における実施事項

- ア 広報活動
 - ① 記者発表、ポスター、パンフレット、啓発冊子等の広報資料の作成、掲示、配布
 - ② 多様な広報媒体(メールマガジン、ソーシャルメディア等)を活用 した情報発信
- イ 地方公共団体、関係団体等が実施する広報活動等に対する後援、相 談、資料提供等の協力
- ウ その他

〇地方公共団体に対する実施要請事項

- ア 国、関係団体等が実施する広報活動等への協力・支援
- イ 各地方公共団体独自の広報活動等の実施
 - ① 広報誌への関連記事の掲載、パンフレット等の作成、配布及び講演会、相談会等の開催
 - ② 多様な広報媒体(メールマガジン、ソーシャルメディア等)を活用した情報発信
- ウ その他

〇関係団体に対する実施要請事項

- ア 国、地方公共団体等が実施する広報活動等への協力
- イ 広報活動
 - ① ポスター及びパンフレット等の作成、掲示、配布等
 - ② 広報誌への関連記事の掲載
 - ③ 多様な広報媒体(メールマガジン、ソーシャルメディア等)を活用した情報発信
 - ④ その他
- ウ 無料相談会、講演会、セミナー、フォーラム、フェア等の開催
- エ マルチメディアサービス等による土地情報の提供の実施
- オ その他

(3) 実施上の統一事項

本月間に関連する広報活動等については、「土地月間」の名称を用いることにより、その統一性を確保するものとする。

(4) その他

講演会の開催等に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図るものとする。

主催者	行事名	日時 (予定時期)	実施場所	参加 人員
(公社)日本不動産鑑定士協会連合会	無料相談会	10月中	全国66市区町村	定員なし
(公社)東京都不動産鑑定士協会	■令和2年秋の講演会「都市と不動産を考える」 (1)「令和2年東京都地価調査のあらましについて」 講師:公益社団法人東京都不動産鑑定士協会理事服部毅氏 (2)「被災地支援活動報告」 講師:公益社団法人東京都不動産鑑定士協会理事・相談事業副委員長末原伸隆氏 (3)「ポストコロナの大都市・国土の行方」 講師:明治大学研究・知財戦略機構研究推進員東京都立大学・首都大学東京名誉教授中林一樹氏	10月23日(金) 17:30~20:00 (予定)	オンライン(ライブ 配信か録画配信かを 検討中)	定員なし
(一財)都市農地活用支援センター	都市農地活用支援センター定期講演 会2020	11月10日(火) 13:30~16:30	東京ウィメンズプラ ザ ホール	120名程度 プラス オ ンライン
(一財)土地総合研究所	令和2年度土地月間記念講演会	10月7日(水) 14:00~16:00	Zoomによるオンラ イン開催	100名
(一社)日本国土調査測量協会	地籍調査フォーラム 2020	10月20日(火) 13:00~16:30	文京シビックセンター 「小ホール」	170名程度
(一財)日本不動産研究所	令和2年度「土地月間」ウェビナー	10月30日(金) 13:15~14:15	Web講演会	300名 程度
(一財) 都市みらい推進機構 (一財) 土地総合研究所 (一財) 土地情報センター (一財) 不動産適正取引推進機構 (公財) 不動産流通推進センター	■令和2年度土地活用モデル大賞表彰式 ○国土交通大臣賞 ○都市みらい推進機構理事長賞 ○審査委員長賞 ■令和2年度土地月間記念講演会 近況報告:土地行政の最近の動きについて(仮) 講師:国土交通省不動産・建設経済局 土地政策課長 記念講演:①「(仮)鎌ヶ谷駅東口駅前プロジェクト」 講師:NPO法人KAO(カオ)の会 (第二回大臣賞) 記念講演:②「(仮)四番町スクエアのまちづくり」 講師:彦根市本町地区共同整備事業組合等 (第三回大臣賞) パネルディスカッション	10月30日(金) 13:30~17:20	オンライン形式 (Zoom) による 表彰式・講演会 ・パネルディスカッ ション 会場 一般社団法人 国際建設技術協会 会議室 文京区関口1-23-6	参加人数 100人程度